

令和6年度(2024年度)第5回熊本県行政文書等管理委員会議事録

1 日 時 令和7年2月4日(火)15時～15時50分

2 会 場 県庁本館5階 審議会室

3 出席者 委員5名(澤田委員、田口委員、福嶋委員、森委員、吉見委員)
事務局7名(総務私学局 枝國局長、県政情報文書課 坂本課長、
福田審議員、山部主幹、徳永参事、右今主任主事、田中参事)
公安委員会3名(那須室長、野原補佐、係長1名)
県警本部1名(広報県民課 横野補佐)

4 議 事 以下のとおり

発言者	内 容
事務局	開会宣言 枝國局長挨拶 定足数確認 タブレット操作説明
澤田会長	本日の議事は報告事項のみになりますので、よろしくお願いします。 それでは、まず議題(1)につきまして、事務局の方から説明をお願いします。
議題 (1) 令和5年度点検実施状況結果に係る報告について(令和4年度分)	
事務局	資料1-1～資料1-3により説明。
澤田会長	ありがとうございました。ただいま令和5年度の点検実施状況結果について報告をいただいたところでございます。 今の報告につきまして、委員の皆様から何か質問や意見等ございましたらお願いします。
吉見委員	資料1-1の2ページ目についての質問ですが、この中に3-1【起案】というところがございます。その、現状課題等の欄に、「公物管理事務において、特殊車両通行許可、屋外広告物許可は、申請件数も多く案件ごとの審査に時間を要することから、余白処理による起案で処理を行っているとの報告があった。」とあり、それに対して「文書管理システムでの起案が原則であることを指導した。」という記載があるのですが、ここの部分について、質問

発言者	内 容
	の1点目が、「余白処理による起案」というのが読んでいて意味がわからなかったので、この点について教えていただきたいというのと、2点目は、結局、こういう特殊車両通行許可や屋外広告物許可についても、文書管理システムで起案しなければならなかったということでしょうか。 以上2点について、御回答をお願いいたします。
事務局	余白処理による決裁というのは、ペーパーの余白部分に（決裁を要する職の）ゴム印を押して、物理印で決裁を回すというものです。 文書管理システムで起案をしなければならなかったのかという点については、基本的には紙のみではなくて、電子プラス紙の決裁とすることで、管理も文書管理システム上でできますので、そこは全ての紙の文書を電子化することができなくても、その併用という機能を使っていただくよう指導をしているところです。
吉見委員	御回答ありがとうございました。 1点目について、よく理解できました。ありがとうございました。 2点目の回答で「併用」という言葉が出てきたのですが、これはまず、紙媒体で出して、余白処理による起案をしてもいいけれども、最終的には、システムの方でも起案しないといけないということでしょうか。
事務局	併用ですと、余白処理をする必要はございません。 文書管理システム上で起案をして、文書管理システムから起案文書を印刷し、それを付けて紙で回議していただくことが、併用による起案となります。
吉見委員	まず、システムの方に入力して、そのシステムからプリントアウトされるということでしょうか。プリントアウトされたものについて余白処理をするということでしょうか。 すいません。ちょっとよくわかっていなくて申し訳ありません。
事務局	基本的には、紙の申請書をPDF等の電子で読み取って電子化し、文書管理システム上で電子決裁を行います。 ただ、それは手間もかかるので、起案文を文書管理システムで印刷し、紙の申請書を添えて回議するが、決裁は電子で行うという紙併用の起案をお願いしております。

発言者	内 容
吉見委員	そうすると、実際は紙でも回すけれども、決裁のところはシステムで行うという、そういうことでしょうか。 わかりました。どうもありがとうございました。
澤田会長	ありがとうございます。他いかがでしょうか。
一同	(質問意見等無し)
澤田会長	はい。ありがとうございます。では、点検実施状況報告につきましては以上とさせていただきます。 引き続き、今年度以降もこのような形で点検を続けていただければと思います。続きまして令和5年度実施監査結果に係る報告につきまして、こちら事務局から説明をお願いいたします。
議題（２）令和５年度実施監査結果に係る報告について（令和４年度分）	
事務局	<u>資料２</u> により説明。
澤田会長	ありがとうございます。監査の結果に関する報告でした。 対象の所属はそちらに書いてある２所属ということでございます。 監査結果に関しまして、何か委員の先生方から質問や意見等ございますか。
田口委員	監査結果概要の中に、原因の聴取をしたら電子決裁を手間を感じる方が多いとありました。具体的に、どこの段階でこういったテーマが生じて皆さんが面倒だと考えられているのでしょうか。 また、それを改める方法はあるのでしょうか。文書の数が多いというのはわかりますが、面倒くさいからやらないとなったら電子決裁は進まないと思いますので、その辺りの取組について教えていただきたいと思います。
事務局	先ほどの話と重複するところがありますが、例えば、申請書が手書きで出された場合、電子決裁をする際には申請書をスキャンして文書を PDF にして電子決裁で回すということになります。その数が多くなってくると、やっぱり手間になると感じるという例があるというのは聞いております。 電子決裁のメリットの１つとしまして、事後の検索機能があります。紙だと１つ１つめくって探さないといけませんが、電子決裁を

発言者	内 容
	していれば検索が楽で、次回以降、参考にする場合も非常に素早くできますので、そういったメリット等をお伝えしながら、電子決裁をしていただくような話はしております。
田口委員	申請段階から紙が生じているのですね。
事務局	そうです。
田口委員	そこを電子化することはできないのでしょうか。
事務局	そこは各課とも調整しながらやらなければならない部分です。書類にもよりますが、今はメールで送られてくるものが多くなっておりますので、その部分の電子化はかなり進んできております。 令和3年度末に文書管理システムが新しくなりましたが、新しくなる前の平成15年度に導入していた文書管理システムは、まだ電子決裁の機能が弱かったため、あまり利用しておらず、令和3年度末に導入したシステムから、使い勝手が良くなり、皆さんにもお伝えして強力に進め始めました。 令和4年度の段階では、まだこの新しいシステムに若干慣れていない職員がおりましたので、電子決裁を少し手間に感じる職員がいたということで、この後、令和5年度になっていきますと、大分慣れてきて、電子決裁率も上がったという状況になっております。
田口委員	わかりました。
澤田会長	はい。ありがとうございます。他いかがでしょうか。
吉見委員	資料2の2ページについてですが、監査結果詳細の2-1【登録】の右側に、「【抵当権の登記嘱託関係ファイル】を行政文書として文書管理システムに登録していない所属があった」と記載されており、この対策として「近年、開示請求や訴訟関係で文書を持ち出す事例が増えており、意思決定に関わるものであれば登録するよう指導した」とあります。 これに関し、文書を持ち出すことと、システムに登録することがどういう関係にあるのかがよくわからなかったのと、意思決定に関わるものであれば登録するよう指導したとあるので、意思決定に関わらないものは登録しなくてもいいのか、こういったものを具体的に登録するのかというのがわかりませんでしたので、この点について回答をお願いいたします。

発言者	内 容
事務局	持ち出すかどうか、意思決定に関わるかどうかに限らず、文書は登録していただくように指導しているところです。 書き方が誤解を招いてしまい申し訳ありません。
吉見委員	基本的に全て登録するというのはわかりましたが、結局、この登録との関係で、文書を持ち出すの意思決定に関わるというのは、どういうことを言いたかったのでしょうか。
事務局	行政文書であれば、適正に管理するために文書管理システムに登録して、きちんと簿冊を作って管理することになります。 今回の事例の出し方が悪かったのですが、そのようなものが監査の中で見受けられたので、ここに記載させていただいたところでございます。
吉見委員	文書を持ち出す事例が増えているとありますが、文書を持ち出すことが悪いということではないのですね。
事務局	はい。きちんと管理されていれば持ち出すことは可能です。
吉見委員	結局、持ち出すことと登録とは関係ないということですね。
事務局	はい。
吉見委員	了解しました。御説明ありがとうございました。
澤田会長	はい。ありがとうございます。 3ページ目に「ファイル名だけでは内容が想起できない行政文書ファイルが存在した」とありますが、この委員会でもよく話になりますが、ネーミングのルールに基づいてネーミングを行っておけば、後々の検索が楽になるということでお願いしておりますので、今も進めていただいておりますけれども、今後も、ぜひ御指導いただければと思います。 個人のそれぞれのネーミングではなくて、統一的なネーミングを行うということで、今、進めておられますので、そちらを徹底していただければと思いますので、よろしくお願いします。
澤田会長	それでは、続きまして、議題の3番目、行政法人文書管理状況及び行政文書ファイル管理簿の公表について、報告をお願いします。

発言者	内 容
議題（３）行政（法人）文書管理状況及び行政文書ファイル管理簿の公表について（令和４年度分）	
事務局	資料３－１～資料３－４により説明。
澤田会長	ありがとうございます。ただいま行政文書の管理状況及び行政文書ファイル管理簿の公表について御報告いただいたところでございます。 先生方から何か質問等ございますか。
一同	（質問意見等無し）
澤田会長	はい。ありがとうございます。 適正に管理し、公表していただいておりますので、引き続きよろしく願いいたします。 それでは、本日の報告事項ですが、議題の最後になります。 公安委員会における行政文書の誤廃棄につきまして、公安委員会より報告をお願いいたします。
議題（４）公安委員会における行政文書の誤廃棄について	
公安委員会	資料４－１～資料４－２により説明。
澤田会長	ただいま行政文書の誤廃棄について報告をいただきました。 委員の先生方から何か質問や意見等はございませんか。 １点質問ですが、廃棄するものと移管するものを同じ箱の中に入れておいたので、職員が後日、シュレッダーにかけてしまったということではよろしいでしょうか。
公安委員会	そうです。第５回の廃棄文書について、その当時は、まだ廃棄作業をする予定がなかったものですから、箱の中に、廃棄予定文書と移管予定文書を一緒に入れておりました。 その後、廃棄作業を行う際に、移管文書を移管保管庫に移す予定だったのですが、その作業を怠ったことで、今回、一緒に裁断してしまったということになります。

発言者	内 容
澤田会長	はい。わかりました。状況はわかりました。 他に先生方から何かございますか。
福島委員	お話を聞いていて、やはり、一緒に入れなければならなかったのかなということを思いました。 今後、一緒に入れないようにするとか、どういう見直しをされたかということをお尋ねいたします。
公安委員会	県警の書類は、ものすごい量があるものですから、移管予定文書については、広報県民課にすぐに移す作業を行っております。 公安委員会についても、今後は、移管の決定がされた時点で、移管保管庫に移すという作業を行い、必要な時に、そこから出すというように変えることにしております。
澤田会長	はい、わかりました。 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
吉見委員	資料4-1の3再発防止策ということで、今後、同じような誤廃棄を犯さないように、(1)廃棄対象文書と移管対象文書の別保管の徹底、(2)複数人での廃棄作業の徹底、という2つの再発防止策をあげられています。 もう1つ(3)教養要領の見直しというのがありますが、これは、(1)と(2)について何かの規程に盛り込むということでしょうか。 それとも、ただ、再発防止策として事実上告知するというのでしょうか。
公安委員会	公安委員会事務室としての文書は、本当に、先ほども言いましたように16文書ぐらいしかないので、規程の中に盛り込むというまではないんですけども、今後、この手続については徹底させるということでやりたいと思っております。
吉見委員	ありがとうございます。このような再発防止策はすごく重要だと思うのですが、やっぱり何らかの形にしないとなかなか守れないのではないのでしょうか。今すぐに同じ間違いはしないと思うのですが、時間が経ってから、この再発防止策が忘れ去られて、また同じことが起きる可能性がゼロとは言えないので、どういうレベルの規程にするかはわかりませんが、せめてマニュアル化をして、皆さんでその情報を共有するという体制を作られた方がいいのではないかなと思いました。

発言者	内 容
公安委員会	承知しました。公安委員会事務局は職員が4人で異動もあるものですから、異動の引継ぎで怠る場合もありますので、そういったマニュアルの整備については検討させていただきたいと思います。 どうもありがとうございました。
澤田会長	ありがとうございます。他いかがでしょうか。
一同	(質問意見等無し)
澤田会長	はい。ありがとうございます。それでは公安委員会の皆様も、今後このようなことがないように十分注意していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、議題については以上で終了になります。 他に、先生方から何かございますか。
福嶋委員	すいません。釈迦に説法になるかもしれませんが、今、くまもと文学・歴史館で、「くまもとを拓く 熊本県公文類纂展」というのをやったださっていて、私もオープニングから見せていただきましたが、本当に、この県の文書が残っていて、それによって歴史がよく分かるんですね。 明治時代から、これは3年保存、5年保存、永久保存という棚を作ってやっていらっしゃるというような話まで出ておりました、とても感激しました。そうやって何か歴史ができていくんだなということが、文書が残ってないと何もわからなくなってしまうということが、すごくよく分かりますので、皆さんも見に行ったらっしゃるかもしれないですけども、県庁の方とかは、ぜひ見ていただきたいなという気がしております。
澤田会長	ありがとうございます。 あの、明治時代の公文書があるやつですよ。
福嶋委員	はい。戦時中は疎開までさせて守ったっていう話が、とても感激的でした。
田口委員	非常にいい展です。私も見に行きました。
福嶋委員	始まったばかりだから、もう暫くやっているとします。

発言者	内 容
澤田会長	はい。ありがとうございます。御紹介いただきましたので、少し我々も勉強させていただければと思います。 どうもありがとうございました。 それでは、本日の議題については全て終了ということで、進行を事務局にお返ししたいと思います。 委員の皆様、円滑な進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。
事務局	今回が今年度最後の委員会となりました。委員の皆様におかれましては、毎回、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございました。 これで本日の会議を全て終了とさせていただきます。 ありがとうございました。どうもお疲れ様でした。